

こども政策の推進に係る有識者会議 報告書

令和3年11月29日

I. はじめに（こどもと家庭を取り巻く現状）

こどもや若者に関する政策（以下「こども政策」という。）については、これまで、少子化社会対策基本法や子ども・若者育成支援推進法等に基づく大綱により、政府を挙げて、各般の施策の充実に取り組まれてきた。

例えば、これまでの5年間ほどを振り返ってみても、累次の子ども・子育て支援法の改正による幼児教育・保育の無償化や子ども・子育て支援の提供体制の充実、子育て安心プラン及び新子育て安心プランに基づく待機児童の解消に向けた取組、新・放課後子ども総合プランに基づく放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的推進、低所得者世帯に対する高等教育の修学支援新制度の実施など、消費税の引き上げにより確保した財源などをこどもや若者への支援の充実に投入し、我が国の家族関係支出の対GDP比は、2013年度の1.13%から2019年度には1.73%まで上昇している。

また、こどもの権利擁護のための児童虐待防止対策の強化、市町村及び児童相談所の体制強化、社会的養護における家庭養育の推進、関係機関間の連携強化を行う児童福祉法等の改正、いじめ防止対策推進法に基づく未然防止・早期発見・早期対応の取組やSNS等を活用した相談体制の整備、コロナ禍で苦しい状況となった低所得の子育て世帯に対するこども一人当たり5万円の給付金の支給が行われるなど、困難な状況にあるこどもや若者への支援についても、充実が図られてきたところである。

このように、様々な取組が着実に前に進められてきたものの、出生数の減少は予測を上回る速度で進行し、人口減少に歯止めはかかっていない。特に、コロナ禍が結婚行動や妊娠活動に少なからず影響を及ぼした可能性もある中で、2020年の出生数は約84万人と過去最少となり、今後の出生数への影響が懸念されている。

こうした中で、若い世代の中には出産や子育てに希望を見出しづらく、閉塞感を感じている方々が少なからずいる。生活が苦しいひとり親家庭が多く、7人に1人のこどもが貧困の状態にある。2020年度には、児童虐待の相談対応件数や不登校、いわゆるネットいじめの件数が過去最多となっている。大変痛ましいことに昨年は約800人ものこどもが自殺している。

コロナ禍がこどもや若者、家庭に負の影響をもたらしていると言える。友達と会えなくなったり集団活動が少なくなったことによる孤独・孤立への不安、臨時休校やオンライン

学習、受験への影響といった学校生活への不安を抱えているこどもや、家計が苦しくなり進学先を変えざるを得なくなったといった生活への不安、アルバイト収入の減少による大学生活等継続への支障などを抱えている若者など、大変つらい状況に追い込まれているこども・若者も少なくない。保護者の中には、誰とも不安を相談・共有できない、こどもへの感染の不安、就労が不安定になるなど、孤独や悩みを募らせたり、生活が不安定になっている方々もいる。

こどもや若者、家庭をめぐる様々な課題がコロナ禍により更に深刻化しており、その影響が長く続くことが懸念される。(別紙「こどもと家庭を取り巻く現状」を参照。)

このため、それぞれのこどもにとって、自らの意欲・能力が十分に活かせず、生きづらく、幸福 (well-being) が感じられない状況になりかねない。我が国のこどもが、38 か国中、身体的健康は1位だが、精神的幸福度は37位となっているユニセフの調査もある。

保護者にとっては、こどもの成長や子育てをめぐる状況が厳しく、負担や不安、孤立感が高まっている。そうした中で、本来、子育ては喜びや生きがいをもたらすものであるにもかかわらず、自己肯定感を持ちながらこどもと向き合い親としての喜びを感じられない状況になってしまいかねない。

また、社会全体の視点からは、こどもが自らの希望に応じて活躍できるよう健やかに成長することができず、また、少子高齢化の進行により社会の担い手が減少することで、こどもやその保護者だけではなく結婚しない人やこどもを持たない人も含めて社会に大きな影響を及ぼし、我が国の社会全体の根幹を揺るがしかねないと考えられる。今、まさに「有事」とも言うべき危機的な状況が静かに進行しているのである。

今こそ、こども政策を強力に推進することによって、少子化を食い止めるとともに、一人ひとりのこどもの well-being を高めることによって、社会の持続的発展を確保することができるか否かの分岐点であるといえる。国家の機能のひとつとして、社会の存続を支援する機能をしっかりと位置付け、結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであることを大前提に、結婚や出産、子育てについての個人の希望が叶えられるような少子化対策を含むこども政策を、政府の最重要課題として強力に推進すべきである。

こどもを社会のまんなかに据えて、こどもの視点で、家庭、学校、地域などこどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、ジェンダーギャップ解消への取組を含め、こどもの生命・安全を守り、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする政策を抜本的に強化しなければならないと考える。このことは、質の高い初等中等教育・高等教育の充実とあいまって、こどもの最善の利益の実現に資するとともに、ひいては我が国の少子化を解決するための鍵となる。

このような認識の下、当会議においては、5回にわたり会合を開催し、18人の臨時構成員のプレゼンテーション等、事務局による多数の当事者・関係者ヒアリングやこども・若者からのヒアリングを踏まえ、精力的な審議を行い、今後のこども政策の基本理念、今後取り組むべきこども政策の柱をとりまとめた。政府においては、このとりまとめを最大限に尊重し、こども政策を強力に進めていくことを期待する。

Ⅱ. 今後のこども政策の基本理念

1. こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策立案

- これまでのこども政策は、こどもの最善の利益を考慮して取り組まれてきたものの、ややもすると、行政、学校や児童福祉施設など、大人の視点、制度や事業を運営する者の視点中心に行われていた面は否めない。
- こども政策が行われる際には、こどもの最善の利益が考慮されなければならないことは、言うまでもない。これからのこどもに関する政策や取組においては、こどもが保護者や社会の支えを受けながら自立した個人として自己を確立していく「主体」であることを、社会のあらゆる構成員がしっかりと認識し、こどもの視点に立って、社会が保護すべきところは保護しつつ、こどもの意見表明と自己決定を年齢や発達段階に応じて尊重し、自立を支援する。また、若者の社会参画を促進する。

不安、困りごと、希望といったこどもの意見が年齢や発達段階に応じてこどもに関する政策や取組において積極的かつ適切に考慮されるよう、政策決定過程におけるこどもや若者の参画や意見反映を進めていく。

こどもや若者の参画は、政策や取組そのものをより良くするのみならず、社会課題の解決に向けた力を自らが持っているとの自己有用感をこどもや若者が持つことができる機会にもなる。
- 他方で、こどもは家庭を基盤とし、地域、学校その他様々な場所において、様々な大人との関わりの中で成長する存在である。そうした関わりなくして、こどもは成長することはできない。そのため、こどもの成長を支えるためには、家庭における子育てをしっかりと支えることが必要であるが、核家族化や地域の関わりの希薄化などにより、子育ての孤立化や負担感の増大といったことが指摘され、子育てを困難に感じる保護者が増えている状況にある。

しかるに、子育てとは、本来、こどもに愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長するこどもの姿に感動して、親も親として成長し、大きな喜びや生きがいをもたらす機会

を与えてくれるものである。子育てを社会全体で支え、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、その責任を果たせるようにすることで、より良い親子関係を形成することが、子どものより良い成長の実現につながる。

こうした観点から、子どもの意見反映とともに、子育て当事者の視点に立ち、寄り添い、子育て当事者の意見を政策に反映させていくことも必要である。

- ここでいう「子ども¹」とは、基本的に18歳までの者を念頭に置いているが、子どもが大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程は、その置かれた環境にも大きく依存し、子どもによって様々であり、かつ、乳幼児期からの連続性を持つものである。円滑な社会生活を送ることができるようになる時期も、個人差がある。

それぞれの子どもや若者²の状況に応じて必要な支援が18歳や20歳といった特定の年齢で途切れることなく行われ、思春期から青年期・成人期への移行期にある若者が必要な支援を受けることができ、若者が円滑な社会生活を送ることができるようになるまでを、社会全体で支え伴走していくことが必要である。

- また、「子育て」とは、子どもが乳幼児期の時だけのものではなく、学童期、思春期、青年期を経て、子どもが大人になるまで続くものである。そうした認識の下で、各ステージにおける子ども政策を行う。

2. 全てのこどもの健やかな成長、Well-beingの向上

- 全てのこどもが、出生、性別、人種、障害の有無などによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者ととともに社会の構成員として自分らしく尊厳をもって社会生活を営むことができるように、その成長を社会が支えつつ、伴走していくことが基本である。

¹ 法令において年少者や若年者を表すものとして「子ども」「児童」「青少年」といった語が使われているが、その定義や対象年齢は各法令により様々であり、また、特段の定義が法令上なされていないものもある。こうしたことを踏まえ、また、当事者である子どもにとってわかりやすく示すという観点から、ここでは、「子ども」の表記を用いる。ここでいう「子ども」とは、本文にもある通り、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者をいう。

² 「若者」については、法令上の定義はないが、子供・若者育成支援推進大綱（令和3年4月子ども・若者育成支援推進本部決定）において、思春期（中学生からおおむね18歳まで）・青年期（おおむね18歳以降から概ね30歳未満）（施策によってはポスト青年期の者）とされ、思春期の者は、子供、若者のそれぞれに該当する場合があるとされている。ここでは、注1のとおり「子ども」を特定の年齢以下の者ではなく大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者としており、「子ども」と「若者」は重なり合う部分があるが、青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には特に「若者」の語を用いている。

- 全ての国民に基本的人権を保障する日本国憲法の下、児童の権利に関する条約に則り、
 - ・全てのこどもが生命・生存・発達を保障されること
 - ・こどもに関することは、常に、こどもの最善の利益が第一に考慮されること
 - ・こどもは自らに関係のあることについて自由に意見が言え、大人はその意見をこどもの年齢や発達段階に応じて十分に考慮すること
 - ・全てのこどもが、個人としての尊厳が守られ、いかなる理由でも不当な差別的取扱いを受けることがないようにすること

といった基本原則を今一度、社会全体で共有し、必要な取組を推進することが重要である。

- こどもの発達、成長を支えるため、妊娠前から、妊娠・出産、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期の各段階を経て、大人になるまでの一連の成長過程において、良質かつ適切な保健、医療、福祉、教育を提供することが必要である。
- 全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、人生 100 年時代を生き抜いていく基礎を培う様々な学びや体験をすることができ、自己肯定感や自己有用感を持ちながら幸せな状態（Well-being）で成長し、社会で活躍していけるよう、家庭、学校、職域、地域などの社会のあらゆる分野の全ての人々が、学校等の場をプラットフォームとして相互に協力しながら、一体的に取り組んでいく。また、性別にかかわらずそれぞれのこどもの可能性を拓げていくことが重要であり、乳幼児期から大人に至るまでの全ての段階でジェンダー³の視点を取り入れる。

3. 誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援

- 「誰一人取り残さない」は、我が国も賛同し国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の根底に流れる基本的な理念であり、このアジェンダは、こどもについての取組も求めている。
- SDGs 実施指針改定版（令和元年 12 月持続可能な開発目標（SDGs）推進本部決定）では、主要原則の一つに、「参画型」を掲げている。脆弱な立場におかれた人々を含む一人ひとりが、施策の対象として取り残されないことを確保するのみならず、自らが当事者として主体的に参加し、持続可能な社会の実現に貢献できるよう障壁を取り除き、あらゆるステークホルダーや当事者の参画を重視し、当事者の視点を施策に反映するための手段を講じ、全員参加型で取り組むこととされている。

³ 社会的・文化的に形成された性別のこと。それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

- 脆弱な立場に置かれた子どもを含めて、全ての子どもと家庭が、施策対象として取り残されることなく、かつ、当事者として持続可能な社会の実現に参画できるよう支援し、支援の受け手が支え手にもなり、地域の中に自らの役割を見い出せる循環を生み出せるような社会を目指す。このため、支援が必要であるにもかかわらず、現行の制度や事業によってカバーされていなかったり、利用できていない子ども・家庭はいないか、実態を把握しつつ、制度・事業を検証し、支援が抜け落ちることのないように取り組んでいくことが必要である。こうした支援は、子ども本人の福祉というだけにとどまらない社会全体への未来の投資であるとの認識をもって、進められるべきである。

4. 子どもや家庭が抱える様々な複合する課題に対し、制度や組織による縦割りの壁、年度の壁、年齢の壁を克服した切れ目ない包括的な支援

- 子どもの抱える困難は、発達障害などの子どもの要因、保護者の精神疾患などの家庭の要因、虐待などの家庭内の関係性の要因、生活困窮などの環境の要因といった様々な要因が複合的に重なり合って、いじめ、不登校、ひきこもり、非行といった様々な形態で表出するものであり、重層的な視点からのアプローチが必要である。非行やいじめなどの問題行動は、子どもからのSOSであり、加害者である前に被害者である場合が多いとの指摘もある。「生きづらさを感じている子ども」「不器用な子ども」「助けられていない子ども」であり、家庭にも学校にも居場所がないことが多いことも懸念される。
- 一方で、困難を抱える子どもや家庭に対するこれまでの支援については、
 - ・ 児童虐待、貧困、いじめ、不登校、高校中退、非行といった困難の種類や制度ごとの「縦割り」によって生じる弊害
 - ・ 教育、福祉、保健、医療、雇用といった各関連分野や関係府省の「縦割り」によって生じる弊害
 - ・ 予算が単年度主義であったり、関係省庁・自治体の職員が異動することにより知見が上手く引き継がれないといった「年度の壁」
 - ・ 児童福祉法や要保護児童対策地域協議会の対象年齢が18歳未満であるなど、支援の対象年齢を区切っていることで支援が途切れがちになる「年齢の壁」といった課題がみられる。
- 様々な困難を多重に抱え、また、精神疾患や発達障害など特段の配慮をする必要がある場合、乳幼児期や学童期の課題がその後の困難につながるケースが多い。思春期から青年期・成人期への移行期である若者の脆弱性がニートやひきこもり等として現れるものであり、若者への支援が重要である。

虐待や貧困の連鎖という観点からは、こどもの時だけでなくその後の出産や子育てまでフォローしていくことが必要である。

また、家族自身も悩みを抱え、支援を必要としている。家族の状況によりこどもの将来の選択肢が狭められる社会であってはならない。こどもの困難を解消するためには、こども本人だけではなく家族をはじめとする成育環境へのアプローチが不可欠である。

- 課題が深刻化・複合化しており、単一分野の専門性のみでは解決できないとの認識の下、教育、福祉、保健、医療、雇用などに関係する機関や団体が密接にネットワークを形成し、協働しながら支援を行う。多職種の専門家による連携を促進するとともに、こどもと近い目線・価値観で対応することができる「お兄さん」「お姉さん」的な支援者（ナナメの関係性）による支援を進めることも必要である。
- 18歳など特定の年齢で一律に区切ることなく、それぞれのこどもや若者の状況に応じ、こどもや若者が円滑に社会生活を送ることができるようになるまで伴走していく。
- こうした関係機関・団体のネットワークによる年齢を超えた伴走型の支援に当たっては、要保護児童対策地域協議会や子ども・若者支援地域協議会をはじめ秘密保持義務により個人情報の共有が可能となっている法的枠組みを最大限に活用する。これらの協議会が実質的に機能するよう改善を図るとともに、現場のニーズや実情を把握しているNPO等の民間団体の当該枠組みへの参画を促進する。
- 困難を抱えるこどもの課題解決には中長期的な取組が重要であり、支援に当たっては、年度が替わることによって支援が途切れることのないような工夫を促進していく。

5. 待ちの支援から、予防的な関わりを強化するとともに、必要なこども・家庭に支援が確実に届くようプッシュ型支援、アウトリーチ型支援に転換

- これまでの支援の多くは、専門家の配置や相談窓口の開設といった、施設型、来訪型の支援となっている。多くは、こどもや家族の自発的な相談行動や申請を支援の前提としているが、支援が必要なこどもや家族ほどSOSを発すること自体が困難であったり、相談支援の情報を知らなかったり、知っていたとしても申請が複雑で難しいといった課題がある。来ることを待っていては、本来支援が必要なこどもや家族にアプローチすることは難しい。また、困難が生じてから対処するだけではなく、そもそも困難が生じることを未然に防ぐための予防的関わりを行うことで、将来生じ得る社会コストを減少させることなどの効果にもかんがみ、全てのこどもと家庭を対象とした予防的な支援を重

視し、充実させていくことが重要である。

- 地域における各種資源が連携して、関係機関等の施設に来訪するのを待つだけではなく、こどもの住居やその他の適切な場所に支援者が出向いて、それぞれのこどもや家庭の状況に合わせたオーダーメイドの支援を行うアウトリーチ型支援（訪問支援）を充実させる。そのための支援者の養成・技能の向上に関する取組を進める。
- 支援を望むこどもや家族が相談支援に関する必要な情報を得られるよう、SNSを活用したプッシュ型の情報発信を促進するほか、情報格差が支援格差を生まないよう、様々な情報発信の工夫や、こどもや子育て当事者にとってわかりやすい広報の充実強化を進める。また、SOSの出し方や相談方法、相談先等についての教育・啓発のほか、手続きや相談の仕方自体を伴走して教えたり、同行支援する取組を進める。

6. データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案、PDCAサイクル（評価・改善）

- こどもや若者の置かれている状況は多様であり、また、困難を抱える課題は複雑化、重層化している。こうしたことを的確に踏まえ、スピード感をもって政策立案をしていく必要がある。
- こどもの意識に関するデータ、こどもを取り巻く状況に関するデータ、こどもを支援する機関や団体のデータ、各種統計など、様々なデータや統計を活用するとともに、こどもからの意見聴取などの定性的な事実も活用し、個人情報にも十分配慮しながら、エビデンスに基づき多面的に政策を評価し、改善していく。
- 「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」との考えの下でデジタル社会の実現に向けた取組が行われており、様々なデータを有機的に活用することにより、こどもと家庭がニーズに合った必要なサービスを選択できるようにするとともに、支援が必要であるにもかかわらず周囲では気づくことができないこどもや家庭に対するプッシュ型の支援を充実させていく。

Ⅲ. 今後取り組むべきこども政策の柱と具体的な施策

Ⅱで示した基本理念を踏まえ、今後、取り組むべきこども政策について、以下の3つの柱に沿って、具体的な施策についての提言を整理した。

- ①結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会を目指す
- ②全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する
- ③成育環境にかかわらず、誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障する

こども政策の対象分野は多岐にわたり、当会議における議論も必ずしもそれらを網羅できているものではない。また、以下に掲げた具体的施策については、あくまで当会議における議論を踏まえ整理したものであり、個別の施策の具体的な在り方や財源確保も含めた実現方策等については、必要に応じ、それぞれの専門分野を取り扱う審議会等において更に議論が深められるべきであるが、政府においては、現行の制度・予算の中で、運用改善により実現できるものについては、できる限り速やかに実現すべきである。また、新たな予算措置や制度創設を必要とするものについても、実現に向けた最大限の努力を求めたい。

1. 結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会を目指す

現在、我が国における少子化対策は、「男女が互いの生き方を尊重しつつ、主体的な選択により、希望する時期に結婚でき、かつ、希望するタイミングで希望する数の子供を持てる社会をつくること」を基本的な目標とし、希望出生率 1.8 の実現を掲げ、個々人の希望の実現を阻む隘路の打破のため、総合的な取組が進められている。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、結婚やこどもを生み育てることについての不安や負担から、希望そのものを持ちづらい状況になっているのではないかと考えられる。若い世代が結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望、喜びを感じられ、希望を見出すことができるような更なる取組が必要である。

(若い世代の結婚や妊娠への不安や障壁の解消)

- 若い世代が結婚やこどもを持つことの不安や障壁として、非正規雇用による雇用の不安定や賃金上昇期待の無さ、結婚や妊娠に関する情報・相談支援の不足がある。若い世代の未婚率をみると、特に男性で、非正規雇用労働者のほうが正規雇用労働者と比べて、顕著に高く、「男性が家計を支えるべき」とのジェンダー規範も根強く存在する中、女性も男性も意欲と能力に応じて働くことができ相応の所得を得ることができるような支援が重要である。結婚や出産を当然と考えている社会の価値観などから自らが望む選択がしづらいつと感じる若者もいる。結婚や出産をするかしないかは個人が選ぶ権利がある⁴ことが大前提であるとの認識の下で、結婚や出産の希望を叶えることができる環境整備を進めることが求められる。

⁴ 性と生殖の健康と権利 (sexual and reproductive health and rights (SRHR))。本年の G7 コーンウォールサミットにおける首脳宣言において「SRHR への完全なコミット」が再確認されている。

- ・若い世代の経済的基盤の安定（若者の就労支援、正社員転換や待遇改善）
- ・同一労働同一賃金の実現に向けた取組
- ・地方自治体による総合的な結婚支援の取組に対する支援
- ・妊娠・出産に関する情報提供の充実、ライフプランニング支援
- ・相談支援等に関するSNSを活用した情報提供
- ・結婚を希望する人を支え、子育て世帯を優しく包み込む社会的機運の醸成
- ・妊娠中の女性や子ども連れに優しい施設や外出しやすい環境の整備 など

（子育てや教育に関する経済的負担の軽減）

○ 夫婦に尋ねた理想的なこどもの数は長期的に低下傾向にあり過去最低を更新している中、理想のこどもの数を持たない最大の理由が「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」となっている。子育てや教育に関する経済的負担を軽減することは、こどもに質の高い教育の機会を保障するとともに、少子化対策としても重要である。幼児教育・保育の無償化や大学生等への修学支援などが実施されてきているが、更なる取組の強化について、これまでの取組の効果を検証しつつ、安定的な財源の確保と併せて検討が必要である。

- ・児童手当の支給、こどもの数等に応じた効果的な給付の在り方の検討
- ・義務教育段階において、経済的な理由によりこどもの学用品費や学校給食費等の支払いが困難な保護者に対する就学援助の充実
- ・就学支援金や奨学給付金等による高校生等への修学支援
- ・授業料の減免や給付型奨学金の対象拡充など大学生等への修学支援、多子世帯に更に配慮した制度の充実の検討 など

（妊娠前から妊娠・出産に至る支援の充実）

○ 妊娠・出産に関する正しい情報を得る機会や気軽に相談できる場所が不足しており、若者に対し、妊娠の希望の有無にかかわらず、早い段階から妊娠・出産のための健康管理などに必要な情報を提供する機会や相談体制を充実させることが必要である。また、不妊治療や、妊娠・出産に要する費用については、これまでも公的な支援の拡充が図られてきているが、経済的負担の更なる軽減を求める声もなお根強くあり、支援の拡充が望まれる。また、母子保健法に基づく支援は、母子健康手帳の交付をスタートとして行われるが、それ以前のところには支援がなく、また、特定妊婦と言われる困難や悩みを抱える妊婦は母子保健手帳の交付というスタートラインに立てず、支援を受けられないまま出産に至るといった実態がある。特に、虐待や貧困などの複合的な要因を抱え、居場所がない若年妊婦を支援するための居場所確保が急務であるが、制度のはざまに置かれ、居場所の確保が困難な状況にあり、若年妊婦のための制度や支援を整備することが必要

である。

- ・プレコンセプションケア⁵の推進
- ・不妊治療の保険適用、妊娠の確定診断費用や、特定妊婦に対する妊婦健診費用の自己負担分の軽減など、妊娠・出産に伴う経済的負担の軽減
- ・出産費用の実態を踏まえた出産育児一時金の増額に向けた検討
- ・予期せぬ妊娠等困難な課題を有する妊婦やカップルへの相談支援（妊娠葛藤相談）、アウトリーチ支援の充実、相談支援や出産後のサポート等とセットの居場所の提供
- ・予期せぬ妊娠の可能性が生じた女性が緊急避妊薬を処方箋なしに薬局で適切に利用できるようにすることについて検討 など

（産前産後から子育て期を通じた切れ目のない支援）

- 産前産後から子育て期を通じた切れ目のない支援において重要な役割を担う子育て世代包括支援センターについては、全国の市町村で整備が進められてきたが、今後は、ネウボラの取組も参考とし、支援の切れ目やはざまが生じない、継続的な支援を提供できる体制を構築することが求められる。また、支援を必要とする全ての退院後の母子が、全国どこに住んでいても、産後うつ予防等心身のケアや育児のサポート等の産後ケアを受けられるようにする必要がある。
 - ・子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の全国的な整備・一体的運用の推進、様々な子育て支援機関との一層の連携等による相談支援、心理士等の専門職を配置した乳幼児期からの育児支援の充実、サービス利用にかかるマネジメント機能の強化
 - ・SNSの活用等による誰もが気軽に相談できる手法の検討
 - ・産後ケア事業の全国展開、サービス量の拡充や利用負担の軽減 など

（地域子育て支援）

- 核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など家庭をめぐる環境が変化している中で、祖父母や近隣の人から、子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい状況にある。また、保護者自身も、こどもができるまで、乳幼児と触れ合う経験が乏しいままに親になることが増えている。保護者が子育てについての責任を有していることを前提としつつ、地域の中での子育てが支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて全てのこどもと家庭を対象として、虐待予防の観点からも、地域のニーズに応じた様々な子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが求められる。その際には、子育て当事者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や情報提供を行うこ

⁵ 成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（令和3年2月閣議決定）において「女性やカップルを対象として将来の妊娠のための健康管理を促す取組をいう。」とされている。

と、こどもにとって安全・安心な環境を整えること、地域の人材を活かしていくことなどが必要である。

- ・身近な場所に親子が気軽に集まって相談や交流を行う地域子育て支援拠点の充実
- ・一時預かりやショートステイのサービス量の拡充
- ・子育て当事者が様々な子育て支援を適切に選択し円滑に利用できるような情報提供と相談支援を行う利用者支援事業の推進
- ・子育てに関する地域の相互援助を促進するファミリー・サポート・センター事業の推進
- ・保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点等を活用した「かかりつけの相談機関」による全てのこどもや保護者への相談支援
- ・要支援・要保護世帯に限らず、妊婦も含めて広い世帯を対象とした家事支援等の支援、ペアレントトレーニング等の実施

など

(家庭教育支援)

- 保護者が家庭において基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うためには、保護者自身の経験に基づくだけでなく、SNSの進展など時代の変化に伴い必要となる知識を保護者自身が学んでいけるような支援が求められる。また、家庭教育への支援を通じて、保護者が、子育ての意義についての理解が深められ、喜びを実感できるようになることが重要である。その際、様々な子育て支援施策との更なる連携が不可欠であり、教育部局と福祉部局の連携を更に促進する必要がある。特に、不安や悩みを抱えながらも、地域社会から孤立し、自ら学びや相談の場にアクセスすることが困難な家庭には、福祉部局と十分に連携しながらアウトリーチ型の支援を届けることが重要である。
 - ・家庭教育に関する保護者向けの学習機会や情報の提供、相談体制の整備(セミナー型、サロン型、アウトリーチ型などの多様な手法を開発し、多様な機会を設定)
 - ・家庭教育を支援する人材の確保・養成
 - ・地域の関係者や教育・福祉・医療・保健の専門家からなる家庭教育支援チームの活動への支援、教育部局と福祉部局の連携を進めるための専門職の配置
 - ・家庭教育支援の重要性等に関する広報・啓発、調査研究

など

(妊産婦やこどもの医療)

- 妊産婦やこどもの医療については、本年2月に閣議決定された成育医療等基本法に基づく基本的な方針等に基づき、全国どこにいても安全で安心して妊娠・出産することができ、こどもが心身ともに健康で育っていく環境を整備していくため、保健、教育、福祉等幅広い関係分野との相互連携を図り、総合的な取組を推進していくことが重要である。

- ・ リスクの高い妊産婦や新生児等に対応できる周産期医療体制の整備
- ・ 産科医と助産師の適切な役割分担・連携等による地域における出産環境の確保
- ・ こどもが休日夜間でも安心して医療を受けられる小児救急医療体制の整備
- ・ 小児期から成人期にかけての移行期医療の支援、自立支援事業等小児慢性特定疾病対策等の総合的な推進 など

(女性と男性がともにキャリアアップと子育てを両立できる環境整備)

- 共働き世帯は増加を続けており、今や約8割の世帯が共働きである中、子育てしながらキャリアアップを目指す女性や家事・子育てに関わりたいという男性が増えている。一方で、夫が家事・育児を担っていない場合に、夫が望んでも妻がこどもを持つことに賛成しないことが多いことが指摘されている。また、妻の就業の有無にかかわらず、6歳未満のこどもを持つ夫の家事・育児関連時間は妻と比べて極めて短い現状にある。働き方改革を進めるとともに、夫の家事・育児への参画を促進することにより、女性に一方的に負担が偏る「ワンオペ育児」の状況を解消し、性別にかかわらずキャリアアップと子育てを両立できる環境整備を進める必要がある。
 - ・ 男性の家事・子育てへの参画の促進、男性の育児休業の取得促進
 - ・ 長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、勤務間インターバル制度やリモートワークの導入促進、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保などの働き方改革
 - ・ 出産による女性のキャリアの断絶を防ぐための就労継続や企業における復職前後の社員・管理職研修の促進
 - ・ 待機児童解消に向けたきめ細かい対応
 - ・ 仕事と子育ての両立などプライベートを含めたキャリアについて思春期から学ぶことができる機会の提供
 - ・ 学校・園関連の活動などへの多様で柔軟な参加の促進
 - ・ 家事や子育ての負担の軽減に資する商品・サービスの活用に関する環境整備 など

2. 全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する

全てのこどもは、その生命・生存・発達が保障されること、その心身の健やかな成長が図られることを保障される権利がある。全てのこどもが、良好な家庭環境や社会環境の中で、健やかで安全・安心に成長し、一人ひとりのこどもや若者が自分らしく生きていけるよう、家庭・園・学校、職域、地域等の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むことが求められる。

(就学前のこどもの成長の保障、幼児教育・保育の確保と質の向上)

○ 乳幼児期の教育及び保育はこどもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである。例えば、米国における研究では、良質な就学前教育への参加により将来の所得向上や生活保護受給率の低下につながったことが示されているなど、幼児教育・保育の「質」は長期にわたって影響を与えることがわかっている。加えて、特に、障害を有するこどもや外国につながるこどもなど、特別な配慮を必要とするこどもにとっては、幼児教育・保育の果たす役割は大きい。就学前の成長段階を通じて、こどもの健やかな成長や安全の確保を図っていくことが求められる。また、幼稚園、保育所、認定こども園といった各施設の種別にかかわらず、全てのこどもに幼児期に育みたい資質・能力が育まれるような取組を進める必要がある。さらに、親の就業の状況にかかわらず、特に3歳未満児の子育て家庭が地域の中で孤立しないよう、認定こども園、保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点など地域の身近な場を通じた支援を充実していくことも検討課題である。加えて、幼稚園、保育所、認定こども園のいずれにも通っていないこどもの状況を把握し、必要な教育・保育、子育て支援サービス等の利用につなげていくことが必要である。これらの取組を通じ、地域や家庭の環境にかかわらず、全てのこどもが、格差なく質の高い学びへ接続できるよう、こどもの発達にとって重要な「遊び」を通じた質の高い幼児教育・保育を保障しながら、小学校から実施される義務教育に円滑につながっていくことが必要である。

- ・ 幼稚園、保育所、認定こども園のほか、全ての就学前のこどもに関わる施設や保護者・家庭に共通するこどもの成長・子育てに係る指針の作成・普及
- ・ 就学前教育・保育施設における教育・保育の質の向上
- ・ 施設に通っていなかったり、サービスを受けられていないこどもやその保護者の実態把握とアウトリーチによる支援の利用促進
- ・ 認定こども園、保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点等を活用した、在宅の3歳未満児に対する支援の充実
- ・ 待機児童解消に向けたきめ細かい対応（再掲）
- ・ 人口減少の本格化に向けた地域における幼児教育・保育の在り方の検討
- ・ 特別な配慮が必要なこどもを取り残さないための支援の充実
- ・ 生活・学びの基盤を全ての5歳児に保障し、小学校教育と円滑に接続するためのプログラムの導入推進及び自治体の幼児教育推進体制の整備に向けた検討
- ・ 認可外保育施設の質の確保・向上に向けた取組の支援、認可化移行支援 など

(全てのこどもたちの可能性を引き出す学校教育の充実)

- 社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0」時代にあって、一人ひとりのこどもが自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、学校教育における取組が進められている。「令和の日本型学校教育」の構築に向けては、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、これまで日本の学校教育が果たしてきた、①学習機会と学力の保障、②社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障、③安全安心な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障、を学校教育の本質的な役割として継承していくとともに、以下に掲げる取組を着実に進めていくことが必要である。

また、全てのこどもが、良好な環境の中で、健やかで安全・安心に育つことができるよう、学校・家庭・地域等の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むことが重要であり、学校は、ICT等も活用して教師の働き方改革を進めつつ、本来求められる役割に対してその力を存分に発揮できるようにしていく必要がある。

- ・必要な教師数の確保及び増強や困難校への手厚い加配措置など教師等の指導体制の充実・質向上、教師をサポートする人材の配置充実、関係機関等との連携にも資するスクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）等の専門人材の配置、養成、活用の充実
- ・GIGAスクール構想を基盤としたデジタルならではの学びと、リアルな体験を通じた学びの推進
- ・幼児期の特性を踏まえた生活や学びの基盤づくり
- ・学校施設の計画的・効率的な整備
- ・コミュニティ・スクール等を活用した、地域と学校の協働による教育活動等の推進（地域人材による放課後のこどもの学習支援を含む） など

(多様な体験活動の機会づくり)

- こどもの頃の様々な体験活動は、自尊感情、コミュニケーション能力や自立心、主体性、協調性など、こどもが社会を生き抜く力を得るための糧となるものであり、こどもの人生を豊かにする基盤となる。体験活動の機会に恵まれたこどもは自尊感情が高くなる傾向があり、この傾向は家庭の経済状況などに左右されることなく見られる。貧困の連鎖を断ち切る一助となり得るものであり、家庭の経済力や保護者自身の経験の多寡等により、こどもの体験活動の機会に格差が生じないような配慮が必要である。さらに、このコロナ禍においては、こどもたちのリアルな体験の機会が奪われ

がちである。体験活動がこどもの健やかな成長の「原点」と改めて認識した上で、国や地方自治体、地域、園・学校、家庭、民間団体、民間企業等が連携・協働し、こどもが発達段階に応じて多様な体験・外遊びができるような機会を意図的・計画的に創出することにより、誰一人取り残すことなく、全てのこどもの体験の機会を充実することが求められている。

また、こどもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で不可欠なものであり、体験活動と同様、家庭、地域、園・学校等における取組を推進することが必要である。

- ・ こどもの日常生活における体験活動の充実のための放課後の活動機会や外遊び環境の整備の充実（地域学校協働活動の一環としての放課後子供教室の推進や放課後子供教室と放課後児童クラブの一体的推進を含む。）
- ・ 体験活動の意義や効果、体験を通じた関わり等の大切さに関する情報や体験活動の機会についての情報をこどもや家庭にわかりやすく届ける情報発信、保護者や社会の理解の促進
- ・ 体験活動の推進の拠点となる青少年教育施設等の充実、機会を提供する青少年教育団体や民間企業等への支援、体験活動の場や機会をプロデュースできる人材の育成
- ・ 全てのこどもが活動機会を持てるよう、学校教育における地域と連携した体験活動の充実、体験活動に関する教員研修や教員養成の充実
- ・ 家庭、地域、園・学校等におけるこどもの発達段階に応じた読書活動の推進 など

（居場所づくり）

- 共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」の解消はもとより、全てのこどもにとって、自分自身のあるがままを認めて受け容れてくれる安全で安心できる「居場所」が多くあることが極めて重要である。こうした「居場所」は、様々な地域の人とつながる中でロールモデルとなる大人と出会ったり、文化に触れることができる貴重な場であるとともに、こどもが抱えている課題の早期の発見や支援につなげることもできる。内閣府の調査によれば、「ほっとでき、居心地が良い居場所」を多く持つこどもほど、自己肯定感、生活の充実感、社会貢献意欲、将来への希望といった自己認識が前向きであるという相関がみられる。こどもが、アクセスがしやすく、様々な人とつながり、触れ合い、社会性や豊かな人間性を育めるとともに、学習支援や体験の機会等を得ることができ、また、困難に直面した時には支援を求めることができるような様々な居場所を増やしていくことが求められる。

- ・ 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの整備拡充と質の確保
- ・ 児童館、青少年センター、こども食堂など、家庭でも学校でもない多様なサードプレイス（第三の居場所）を増やすとともに、困難を抱えるこどもについては学校をはじめ

- めとする関係機関・団体等と連携してアウトリーチや必要な支援を行う取組
- ・ NPOや青少年教育団体といったこどもにとって居場所と感じられる民間団体の活動の充実
- ・ NPOと学校との連携による学校内での居場所（学校（2nd プレイス）と地域（3rd プレイス）を繋ぐ「2.5 プレイス」）づくり など

（こどもの安全を確保するための環境整備）

- 性被害などの犯罪被害を受けて一生に残る傷を負うこどもの事件やこどもが生命を失うような事故が後を絶たず、こどもの生命・安全を脅かす深刻な状況がある。特に、保育・教育の現場においてこどもが信頼をしている者から性犯罪を受ける事件が起きているが、このようなこどもを深く傷つけ一生にわたる影響を与える犯罪被害は、断固として許されるものではなく、決してあってはならない。こどもの生命を守り、犯罪被害や事故からの安全を確保することは、全てのこどもが健やかに育つための大前提である。関係行政機関が行う取組を連携させ、全体として整合性を取りながら強力に推進することが必要である。
 - ・ 通園路や通学路の安全を確保するために関係機関が遵守すべき事項をガイドラインとしてまとめ、その実施状況を確認するほか、問題が発生した時に情報を集約し、必要に応じて新たな対策を検討するなど、一元的な対応を行う体制を整備
 - ・ 保育・教育現場において小児性犯罪歴のある者の就労を防ぎ、こどもを性犯罪被害から守るための日本版DBSの早期導入に向けた検討
 - ・ 万一こどもの事故が発生してしまった場合の公的保障制度の充実、事故情報の収集・分析に基づく再発防止策の普及や安全教育の充実
 - ・ こどもの予防できる死亡を減らすため、こどもが死亡した場合にその原因に関する情報の収集・分析、活用等チャイルド・デス・レビュー（CDR）の推進方策の検討 など

（思春期から青年期・成人期への移行期にある若者への支援）

- 思春期から青年期・成人期への移行期にある若者が、自立し社会で活躍することができるようになるためには、経済的な基盤を築くことが重要である。若者にとって働く場は、収入を得るだけでなく、成長や自己実現の場でもある。また、乳幼児期や学童期・思春期における課題の影響により、若者期にニートやひきこもりといった困難を抱える若者がいる。若年層の非正規雇用者比率は低下傾向にあるものの、ニートの割合は依然として低下していない。趣味や近所での買い物等を除き、ほとんど自宅や自室から外出しない若者が相当数存在しており、その期間も長期化している。若者の自立や社会参加に向けた取組の充実が求められる。

- ・就職支援と職場定着、非正規雇用労働者の正規雇用への転換、学び直しの推進など、若者の雇用の安定化と所得向上、セーフティネットの確保
- ・若者の社会参画・社会貢献活動への表彰や活動事例の周知
- ・子ども・若者支援地域協議会等による相談支援等の促進、
- ・ひきこもり状態にある若者や家族の状況に応じた相談・支援の推進
- ・若者の孤立・孤独を含め、孤立・孤独に関する実態把握と対策の実施 など

(自らの心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実)

- 乳幼児期から学童期、思春期に至る時期は、生涯にわたる健康の基盤となる心身を育む重要な時期であり、こどもが、自らの発達段階に応じて、心身の健康、性やパートナーシップに関する正しい知識とそのこどもに合ったサポートを得られることが重要である。

こころの問題の多くが 10 代に顕在化する一方で、多くのこどもは診断や治療を受けていない。また、WHOの児童思春期のメンタルヘルスに関する報告⁶によると精神疾患の半数は 14 歳以前に発症しており、思春期におけるメンタルヘルスは最も重要な課題である。こうした現状を踏まえ、こどもの心の不調を定期的にチェックする仕組みや、こどもの心の不調に対応できる医師やカウンセラーを増やす取組が必要である。また、こどもを支援する際には、こども・家族・関係者など、こどもとこどもを取り巻く全ての人に「トラウマがあるかもしれない」という視点を持って対応すること（トラウマインフォームド・ケア）が求められる。こどもに対するメンタルヘルス教育など、こども自身がSOSを出したり、セルフケアできるようにするとともに、こどもとその周囲（家族・学校・地域社会）に対して、トラウマインフォームド・ケアの知識と実践の普及を図ることが重要である。

こども・若者にとっては、自らの身体や性の悩みに関して、医療機関（婦人科や泌尿器科など）を受診することは心理的なハードルが高く、気軽に相談したり悩みを受け止めてもらえる場や必要なサポートが少ない現状にある。妊娠や出産、妊娠への不安、不妊治療、性暴力などに直面した際に適切に対応できるよう、思春期頃からのプレコンセプションケアを推進するとともに、性の悩みを抱えるこども・若者への相談支援や情報提供、伴走型の支援を充実することが求められる。

- ・学齢期・思春期のこどもや親の心理的・社会的な状態を評価する機会の確保と予防的な情報提供
- ・こどものこころの問題に対応できる医師やカウンセラーの養成
- ・トラウマインフォームド・ケアの知識の普及と実践
- ・心身の健康や性に関する知識等を発達段階に応じて身に付けるための健康教育の推進

⁶ World Health Organization. Adolescent Mental Health. (2020).

- ・欧州のユースクリニックも参考にした、ユースフレンドリーな情報提供、相談支援
- ・妊娠・出産、性に関する情報提供と伴走型支援の充実
- ・こどもの権利を保障し、性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教育・啓発である「生命（いのち）の安全教育」の内容充実と全国展開 など

（こどもの可能性を狭める固定的性別役割分担意識の解消、固定観念の打破）

- 保護者や周囲の人、メディアからの固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念の押し付けに対して違和感を持ちながら育った若者は少なくない。こどもが、性別にかかわらず、進路選択をはじめ様々な可能性を拓けていくことができるよう、幼少期から大人になるまでの間に、保護者や周囲の人、学校、メディアなどが、固定的な性別役割分担意識等を植え付けず、また、押し付けないための取組を進める必要がある。
 - ・様々な世代における固定的な性別役割分担意識の解消に資する取組に関する啓発・情報発信
 - ・校長をはじめとする教職員や教育委員会に対する男女共同参画に関する研修の充実
 - ・男女平等を推進する教育・学習の充実のための学校教育や社会教育で活用できる学習プログラムの活用促進
 - ・保護者や進路指導の担当教員等に対する女性の高等教育やIT・STEM分野への進路選択やキャリアに関する理解の促進
 - ・多様なメディア関係者と連携した男女共同参画に資する広告やコンテンツ等についての情報発信
 - ・教育分野（教育長や教育委員、校長、教頭）やメディア分野の意思決定過程への女性の登用の推進 など

（こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備）

- インターネットは、デジタル社会において有用で欠くことができないツールである。一方、こどものインターネット利用の低年齢化が進む中、こどもが閲覧するには望ましくない情報も氾濫し、犯罪被害につながるといった重大な問題も起きている。低年齢化や利用の実態を踏まえ、こどもが主体的にインターネットを利用できる能力習得の支援や、有害な情報を閲覧する機会を減少させるための環境整備に取り組むことが求められる。
 - ・こどもが、発達段階に応じて、情報モラルを含む情報活用能力が得られるような支援
 - ・保護者が、こどもの発達段階に応じて、インターネット利用を適切に管理できるような啓発・情報発信
 - ・こどもが有害情報に触れないようにするための取組の推進（フィルタリング等） など

3. 成育環境にかかわらず、誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障する

困難を抱える子どもや若者、家庭が、困難な状態から脱する、あるいは、軽減することができ、成育環境にかかわらず子どもが健やかに成長できるよう、子どもと家庭に対し、誰一人取り残さず、途切れることなく、継続的で伴走型の支援を行うことが必要である。

(児童虐待防止対策の更なる強化)

- 児童虐待への対応や予防に取り組むことは、目の前の子どもや家族を守るのみならず、虐待によってもたらされる様々な社会的損失を防ぎ、ひいては社会全体の未来を守ることにつながる。引き続き、児童虐待防止対策の更なる強化が必要であるが、特に、「虐待は誰にでも起こり得ること」との認識の下、子育て支援に早期につなげるなどの虐待予防の取組を強化することが必要である。児童虐待相談等の増加に見合った児童相談所や市町村の更なる体制強化、要保護児童対策地域協議会の運用改善はもちろんのこと、児童相談所が措置を行う場合等において、子どもの権利が擁護され、子どもの最善の利益を保障するため、子どもの意見を聴く仕組みづくりが求められる。また、虐待問題の解決のためには子育てで孤立し、悩む保護者への支援が必要不可欠であり、ハイリスク家庭への子育て支援や、虐待をしてしまう保護者への回復支援等の充実が必要である。
 - ・ 子育ての方法がわからずに悩んでいる保護者に対する育児支援の充実
 - ・ 気軽に相談しやすい相談窓口、SNSを活用した相談支援の充実及び支援施策の周知・利用促進・利用者支援
 - ・ 子育て支援を必要とする家庭を支援に結びつけるための市町村の権限の強化
 - ・ ハイリスク家庭へのアウトリーチ支援の充実、市町村と児童相談所の協働型支援の実施
 - ・ 困難を抱える子どもについて、学校をはじめとする関係機関・団体等と連携して必要な支援を行う居場所の確保
 - ・ 居場所がない特定妊婦や若年妊婦への居場所確保支援
 - ・ 児童相談所の機能強化（実態に見合った児童福祉司等の人員体制の更なる強化、専門性の向上、職員のケア等）
 - ・ 要保護児童対策地域協議会への子どもへの具体的な支援活動を行っている民間団体等の参画促進、実効性ある運営のための手引きの作成
 - ・ 子どもの意見聴取の仕組みづくり
 - ・ 虐待をしてしまう保護者に対する回復支援の取組強化

など

(社会的養護を必要とする子どもに対する支援の充実)

- 社会的養護を必要とする全ての子どもが適切に保護され、心身ともに健やかに養育されるよう、家庭養育優先原則に基づき、里親やファミリーホームへの関係機関の支援の充実等による社会的養護の受け皿の確保・充実、社会的養護の下にある子どもの権利保障や支援の質の向上を図ることが必要である。その際、子どもの声に耳を傾け、子どもの意見を尊重した改善に取り組む姿勢が重要である。
 - ・ 一時保護における期間の適正化、個別的な対応ができる環境整備、保護中における通学保障や行動制限の必要最小限化などの権利保障
 - ・ 一時保護を含む社会的養護の受け皿の確保、選択肢の拡大
 - ・ トラウマ、発達障害、精神障害など重層的な課題を抱えた子どもへのケアの充実
 - ・ 特別養子縁組等の推進・支援、里親の開拓、里親養育支援体制の構築など家庭養育優先原則の徹底
 - ・ 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の推進、通信環境の整備・改善、子どもの意見を尊重した施設運営の改善
 - ・ 社会的養護に対する理解促進 など

(社会的養護経験者や困難な状況に置かれた若者の自立支援)

- 施設や里親の下で育った社会的養護経験者は、施設退所後等において、進学や自立した生活を営む上において、家族からのサポートが期待できず、自立に向けた訓練やサポートの不足、保証人の問題などにより、様々な困難に直面している。また、社会的養護の経験はないが、支援や保護が必要であった若者も同様に様々な困難に直面している。こうした状況を踏まえ、社会的養護経験者に対する自立支援の充実はもとより、社会的養護経験者と同様に困難な状況に置かれた若者についても支援の対象として位置付け、寄り添い、伴走型の支援や、複合的な課題にも対応できる多職種・関係機関の連携による自立支援を進めることが必要である。
 - ・ 施設入所中や里親委託中からのリービングケアの充実
 - ・ 当事者目線に立った進学や自立に必要な利用可能な支援制度などに関する情報提供の充実、情報格差の改善
 - ・ 身元保証人確保対策事業の積極的活用など保証人問題のサポート
 - ・ 奨学金制度の弾力的な運用及び周知促進
 - ・ 社会的養護経験者に対するアフターケア事業の充実
 - ・ 社会的養護につながらなかった若者の自立支援
 - ・ 住居の確保等を含めた複合的課題に応じた多職種・関係機関連携による支援
 - ・ プッシュ型、アウトリーチ、伴走型など事案に応じた手法による支援 など

(こどもの貧困対策)

○ 貧困の状況にある家庭では、様々な要因によりこどもの希望や意欲がそがれやすい。こどもの貧困の背景には様々な社会的な要因があることを踏まえながら、こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困の連鎖を断ち切ることは、将来の社会福祉費用の増加を抑制し、社会に貢献する人材を育成することにもつながるものとも言える。特に、コロナ禍による家計の急変等の影響からこどもを守る必要がある。そうした認識の下、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労の支援、経済的支援を進めることが求められる。

- ・ 学力向上や進路支援のため指導・相談体制の充実等による高校中退の予防、高校生等への修学支援の着実な実施
- ・ 高校中退者を対象とした学習支援や、高校再入学時の授業料に係る支援
- ・ 授業料減免措置や給付型奨学金による大学生等の修学に関する経済的負担の軽減
- ・ 生活困窮家庭やひとり親家庭への就労支援
- ・ 児童手当・児童扶養手当・就学援助による支援、養育費の確保の推進
- ・ コロナ禍での臨時休校への対応や感染終息後も見据えた、NPO等地域の力を活用したこどもの居場所（こども食堂、学習支援）づくり、見守り機能の強化、学校・地域・行政の連携確保、オンライン学習のためのICT環境整備の支援
- ・ 生活困窮世帯に対する経済的支援、学習・生活支援の充実
- ・ 支援施策の周知・利用促進・利用者支援

など

(ヤングケアラー対策)

○ 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども、いわゆるヤングケアラーの問題は、こども本人に自覚がないなどの場合もあり、顕在化しづらい。福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていくことが必要である。また、家族の世話などに係る負担を軽減又は解消するためには、世帯全体を支援する視点を持って福祉サービス等の利用申請の勧奨やケアプラン等の作成が行われることが必要である。

- ・ 関係者・関係機関の情報共有・連携したアウトリーチによる早期発見、把握
- ・ 適切な支援につなげられるよう包括的な支援体制の整備
- ・ ピアサポート等の悩み相談を行う事業の支援

など

(ひとり親家庭への支援)

○ ひとり親家庭の中には、必要な支援制度を知らない、手続きが分からない、積極的に利用したがないといった状況がみられる。ひとり親家庭が抱える様々な課題や個

別のニーズに対応するためにはそれぞれの家庭の状況に応じた適切な支援を実施することが重要である。ひとり親家庭の相対的貧困率がOECD加盟国のうち最も高くなっている現状を直視し、相談に来ることを待つことなくプッシュ型による積極的な相談支援を行うことや、様々な課題にワンストップで必要な支援につなげることができると相談支援体制を強化することが求められる。

- ・ ICTの活用等によるワンストップ、プッシュ型の相談支援
- ・ 家事援助、保育所の優先入所等の生活支援や子育て支援
- ・ きめ細かな職業訓練、資格取得支援など就業支援の充実
- ・ 公営住宅に係る優先入居や住宅資金の貸付けなど住宅に関する支援
- ・ 児童手当・児童扶養手当・就学援助による支援、養育費の確保の推進（再掲）

など

（障害児支援の充実）

○ 全ての国民が障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重しあい、理解しあいながら共に生きていく共生社会の実現に向けて、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進することが重要である。このような観点等を踏まえ、障害や発達に課題のあるこどもへの支援は、一般の子育て支援との連続の中で行うことが求められる。特に、医療的ケアが必要なこどもや様々な発達に課題のあるこども等について、医療、福祉、教育が連携して対応することが必要である。また、障害や発達の課題を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげていくことによりこども本人のみならず保護者やきょうだいの支援を図るとともに、放課後等デイサービス等学齢期の支援から一般就労や障害者施策への円滑な接続・移行に向けた準備を、関係者の連携の下、早い段階から行っていくことが重要である。

- ・ 医療的ケア児やその家族に対する総合的な相談体制の整備や、保育所・学校での受入れのための看護師の配置等の環境整備
- ・ 心理支援や短期入所（ショートステイ）の整備等による家族支援の充実
- ・ 障害や発達に課題のあるこどもが不登校となった場合にも居場所を確保するための、障害児通所支援事業者と学校等との連携強化
- ・ 個別支援計画やデータ等を活用した福祉、教育、医療等の関係機関の情報共有・連携のための協議会の設置や環境の整備
- ・ 障害児支援の質の底上げのための、児童発達支援センターの役割・機能の強化や障害児入所施設の小規模グループケアの推進、支援に携わる職員の専門性向上
- ・ 障害児入所施設の入所児童等の障害者サービスへの円滑な接続・移行のための自治体間の連携強化

など

(いじめ・不登校対策)

- いじめは、いじめを受けたこどもの心身の健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、重大ないじめ問題への対応が最重要課題の一つであることは論を待たない。また、小中学校における不登校児童生徒数は増加の一途をたどっており、その要因は「無気力、不安」や「生活リズムの乱れ、あそび、非行」「いじめを除く友人関係をめぐる問題」「親子の関わり方」「学業の不振」「教職員との関係をめぐる問題」など多様である。不登校はどのこどもにも起こり得るものであり、全てのこどもが教育を受ける機会を確保できるよう、こどもの視点で要因や状況をとらえ直し、家庭も含めて支援を行う必要がある。こうした課題に対し、学校は、いじめを許さないなどこどもが安心して教育を受けられ、かつ楽しく通える魅力あるものとなる必要がある。

加えて、いじめ・不登校など学校に関してこどもが抱える課題は、様々な要因が密接に関連している。被害児が加害児でもあったり、加害の背景に虐待体験があったり、その保護者にも虐待体験があったり経済的困難の問題があったりするなど、その実態や背景の把握、解決に向けた対応は困難であることも多く、SC（心理職）やSSW（福祉職）を交えた多面的な見立てと横断的かつ縦断的な手立てや支援が必要である。他方、SCやSSWについては、配置人数や時間の地域差や学校差が大きく、また、その役割が学校や教員に必ずしも十分に理解されていないため、現状では予防、早期発見・早期対応や、関係機関等との連携が困難との指摘もある。全てのこどもが必要な心理的・社会的支援（予防、早期発見早期対応、効果的な事案対処）を受けられるようにするためには、福祉や医療など様々な関係機関が連携してこどもを支援する体制整備が必要である。

- ・学校におけるSCやSSWの計画的な配置、養成、活用の充実や、学校で勤務するSC、SSWのコーディネーター役にも資するスーパーバイザーの自治体への配置（常勤化を含む）
- ・自治体や民間団体等による不登校のこどもに対する学習支援等の充実（官民協働の力による教育支援センターの機能強化や、不登校特例校、夜間中学校等の設置促進、校内における別室での相談体制の充実等）
- ・子ども・若者支援地域協議会等の枠組みの活用による地域の居場所等と連携したアウトリーチ・支援や、心理・福祉の専門職によるアセスメントとコーディネートを行うワンストップ窓口の設置など、関係機関等が連携した支援体制の整備推進 など

(自殺対策)

- 自殺の要因は家族関係の問題や学業面での問題など複合的である。こどもが「相談する力」を身につけられるような支援を行うとともに、大人の側にこどものSOSを受け

止める力を向上させることや多様な相談体制の充実を図ることが必要である。

- ・ 教員がこどものSOSを受け止められるようにするための研修
- ・ 保護者対象の普及啓発
- ・ 学校におけるSCやSSWの計画的な配置、養成、活用の充実や、学校で勤務するSC、SSWのコーディネーター役にも資するスーパーバイザーの自治体への配置（常勤化を含む）
- ・ SNSを活用した相談体制の構築
- ・ 相談相手になるボランティア（大学生、シニア等）の育成
- ・ 心の健康についての教育、精神症状のスクリーニング、児童精神科医療体制の充実など

（非行少年の立ち直り支援）

- 非行は、成育環境の課題、心理面での課題、学校不適應、発達障害などの様々な要因が複合的に重なり合って表われるものであり、非行少年の多くは加害者である前に被害者である。家庭、学校、地域の関係機関・団体が連携し、重層的なアプローチが必要との視点にたって、非行少年を生まない社会づくりや非行少年の立ち直り支援を進めることが求められる。
 - ・ 子ども・若者支援地域協議会等の支援ネットワークの活用
 - ・ 少年サポートセンターや法務少年支援センターによる相談支援
 - ・ 少年院における矯正教育や自立支援のための指導、修学・就労に関する支援
 - ・ 保護観察を受けているこどもに対する社会貢献活動等による改善更生の推進や修学・就労に関する支援、協力雇用主に対する支援など

4. 政策を進めるに当たって共通の基盤となるもの

（こどもの人権・権利の保障）

- 全ての国民に基本的人権を保障する日本国憲法の下、児童福祉法や教育基本法をはじめとする関係法律に基づき、これまでもこどもの権利を保障する取組が行われてきたが、こどもに関するあらゆる政策は、「児童の権利に関する条約」の精神に則り、虐待、いじめなどのこどもへの権利侵害を防ぎ、こどもの権利を保障するとともに、こどもの発達段階に応じた意見の尊重・反映により、こどもの最善の利益の実現を図るものでなければならない。このため、家庭・学校・地域などのあらゆる場で、当事者であるこどもを含めた国民に対し、「児童の権利に関する条約」等の内容や関連する政府の取組について、理解を深めるための情報提供や啓発を行うことや、こどもに関するすべての政策の基盤となる「こども基本法（仮称）」の制定、こどもに関する政策の企画立案過程において、こどもの意見を聴取し、発達段階に応じ、反映するための仕組み、さらには、こど

もの視点に立って、こどもに関する政策を監視・評価し、関係省庁に対して必要な勧告を行うことができるような機能について検討することが求められる。

(必要な支援を必要な人に届けるための情報発信やアウトリーチ型・伴走型の支援)

- 制度や支援があっても知られておらず利用されていなかったり、利用の手続きが複雑で分かりにくかったり、負担が大きく、利用を断念するといったケースが少なからずあることが指摘されている。必要な人に情報や支援が届くよう、こどもや子育て当事者が正確でわかりやすい情報に簡単にアクセスできるようにしたり、利用者目線に立って必要な情報がわかりやすくまとめて確認できるような一覧性が確保された情報発信、若者世代にとってなじみやすいSNS等を活用したプッシュ型広報、制度や支援の利用について気軽に問い合わせができるオンラインでの利用者支援など、情報発信や広報の改善・強化が求められる。また、地方自治体においては、地域における各種資源の認知度や利用状況についての実態把握を行い、情報や支援が届いていない場合は、その具体的な理由などを分析した上で必要な改善を行うことが求められる。

- また、それでも情報に自らアクセスすることが困難なこども・若者や家庭に対しては、アウトリーチ型の支援を行ったり、申請手続きをサポートしたり、申請後も利用状況を定期的にフォローするような伴走型支援といったアプローチも求められる。

さらに、様々な手続きをワンストップで行うことができる窓口を整備したり、申請書類・帳票類の簡素化・統一化、手続きのオンライン化により、負担を軽減する取組を進めていくことも必要である。

(関係機関・団体間の連携ネットワークの強化)

- 困難を抱えたこどもや若者、家庭は、実態が見えにくく捉えづらいことから、支援がなかなか行き届いていない、届きにくいという課題がある。また、様々な問題が複雑に絡み合っており、1つの部署・団体だけでは解決が困難なことが多い。

- 子ども・若者育成支援推進法において、

① 年齢や世代をまたぐ支援を行うことができ、各々の専門性を有する支援機関が連携し、個人情報の共有が法的に可能な枠組みの下、年齢や世代をまたいだ包括的な支援を行うことができる子ども・若者支援地域協議会の設置⁷

② 相談に応じ関係機関の紹介等の情報提供・助言を行う拠点である子ども・若者総合相談センターの機能を担う体制の確保

が、地方自治体の努力義務となっている。

⁷ 秘密保持義務により、個人情報の共有が可能な法的枠組みとなっている。

しかしながら、法施行後 10 年以上が経過し、一部の地方自治体において制度を活用した効果的な取組が見られるものの、いまだ、多くの地方自治体がこれらを整備していない⁸。また、要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会の連携が不十分である。

- 子ども・若者育成支援推進法の要請に応え得る体制整備が地域においてなされるよう、国において子ども・若者支援地域協議会と子ども・若者総合相談センターの設置促進と機能強化のための取組を抜本的に強化する必要がある。

また、これらの枠組みを、要保護児童対策地域協議会や生活困窮者自立支援法の枠組みなどと連携させ、多職種連携により支援力を強化することが求められる。

- 学齢期以降、こどもが長い時間を過ごすことになる学校には、学業成績の情報のほか、日々のこどもの様子や健康診断を通じた心身の健康に関する情報、SCやSSWを通じた課題を抱えたこどもの情報が集積している。要保護児童対策地域協議会や子ども・若者支援地域協議会等の法的枠組みを活用し、学校と福祉関係機関、自治体の教育委員会や福祉部局、児童相談所等の関係者間の連携を強化するとともに、関係者のネットワーク化を進めることが必要である。また、重大な事案が発生した場合には、その原因を徹底的に究明した上で、特に教育部局と福祉部局の連携に関する課題を明確化し、更なる連携を推進することが求められる。

(こども・家庭支援のためのデータベースの構築)

- 先進的な地方自治体の取組も参考に、住民に身近な地方自治体において、個々のこどもや家庭の状況や支援内容等に関する教育・保健・福祉などの情報を分野横断的に把握できるデータベースを構築し、情報を分析し、支援の必要なこどもや家庭のSOSを待つことなく、能動的なプッシュ型支援を届けることができる取組を推進することが求められる。若者支援においてもデータの活用が有用である。なお、データの活用に当たっては、個人情報の共有が可能な法的枠組みである子ども・若者支援地域協議会や要保護児童対策地域協議会を有効に活用することが必要であるとともに、必要に応じて個人情報の利活用に関する法的な担保措置を講じることを検討することも望まれる。

(こどもや家庭の支援に関わる人材の確保・育成、ケア)

- こどもの支援に携わろうとする人材が安心してキャリアパスを描けるような安定した雇用環境を整備するとともに、教育・心理・福祉といった様々な専門分野の人材の確

⁸ 子ども・若者支援地域協議会は 128 自治体、子ども・若者総合相談センターは 96 自治体に設置（ともに令和 3 年 1 月 1 日現在）。

保、専門性の向上を図る必要がある。また、地域における身近な大人⁹や若者などボランティアやピアサポート¹⁰ができる人材などこどもの健やかな成長を支える多様な人材を確保・育成することが必要である。さらに、児童相談所や児童福祉施設の職員など、こどもや家庭との関わりの中でストレスにさらされている支援者に対するメンタルケアに取り組むことも、こどもへの関わりの方の向上につながるものであり、重要である。こうした専門人材についての常勤化を図ることにより、そのノウハウが継続して伝わるようにすることや、安定的にサポートが受けられるような体制を構築していくことも必要である。

(財源と人員体制の確保)

- 我が国の家族関係社会支出の対GDP比は、消費税財源を投入した幼児教育・保育の無償化や保育の受け皿拡大、保育士等の処遇改善などにより徐々に増加してきているものの、欧米諸国と比べて依然として低水準となっている。また、我が国の教育に対する公財政支出の対GDP比がOECD平均よりも低いという指摘もある¹¹。

これまでに述べてきたようなこども政策を実現するためには、また、こどもや子育て家庭の多様なニーズに対応した質の高い支援を継続的、安定的に提供していくとともに、全てのこどもの可能性を引き出す教育の更なる充実を図っていくためには、政府を挙げて、国民各層の理解を得ながら、更に安定的な財源を確保し、思い切った財源投入を行うとともに、十分な人員体制を確保することが必要不可欠である

IV. 政策の立案・実施・評価におけるプロセス

(こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策の推進)

- こどもの声に耳を傾けることは、こどもを大切にすることの第一歩である。こどもの声を聴き、こどもの声が尊重される社会の実現を目指すべきである。

このため、こどもに関する政策や取組、世代間合意が不可欠である分野の政策については、その政策決定過程において、こどもの最善の利益を実現する観点から、こどもの意見が年齢や発達段階に応じて、聴取され、積極的かつ適切に反映されるようにすべきである。例えば、現行においても内閣府において実施されている、こども・若者を対象とした意識調査、こども・若者から意見を聴くユース政策モニターやユースラウンドテーブルの実施、各府省でこどもに関する政策を決める際のこども・若者を対象としたパブリックコメントの実施などが考えられる。さらに、審議会・懇談会等

⁹ 児童委員・家庭相談員・青少年相談員・社会教育委員・少年補導員・保護司等の民間協力者

¹⁰ 同世代や年齢が近く価値観を共有しやすい若者によるボランティアや相談・支援

¹¹ 他方で、各国の人口構造を踏まえ、教育は子供一人ひとりに対するものであるという観点から、子供一人当たり公財政教育支出で見れば、OECD諸国と比べ遜色ない水準であるとの指摘もある。

の委員への若者の参画やこども・若者にとって身近なSNSを活用した意見聴取などこども・若者から直接意見を聴く仕組みや場づくり、こども・若者の参画についての評価やインパクト測定についても検討していくべきである。その際、声を上げにくいこども・若者の声をいかに拾っていくかという点にも配慮が必要である。また、こども・若者にとって分かりやすい情報提供をすることや動画配信などを通じて行政の顔が見える親しみやすい広報をすることが求められる。さらに、こども・若者の声が反映される過程や成果を見える化し、こども・若者にフィードバックしていくことが重要である。こうした取組を企画し、実施する担当部署を設置することや、こどもの参画を推進しサポートするユースワーカー（コーディネーター）の養成・確保も必要である。こうした取組は、国のみならず地方自治体においても推進していくべきである。

また、こどもの最善の利益を実現するためには、さまざまな状況にある保護者の子育てをしっかりと支えることが重要であり、子育て当事者の声についても同様に、適切に政策に反映されるよう努めるべきである。

さらに、政策決定過程のみならず、事後的にも、こどもに関する政策について、当事者の視点が欠けていないか、意見を反映したものになっているかをチェックしていくことが必要である。

- 児童相談所による一時保護や施設入所措置など、こどもに大きな影響を及ぼす重要な意思決定を行う場面において、こどもが意見を表明できる手続きを整備し、こどもの参画を保障するとともに、社会的養護の下にあるこどもの人権を保障するなど、声を上げることが難しいこどもの意見表明を支援したり、代弁したりする者（こどもアドボカシー）を養成・確保し、配置していくことが必要である。また、把握した意見に関する対応等を確認し、こどもの権利擁護を進めるための機関の設置が求められる。

（地方自治体との連携強化）

- こども政策の具体的な実施を中心的に担っているのは地方自治体であり、日々当事者や支援者の声を聴きながら、現場のニーズを踏まえた新たな試み始めるのも地方自治体である。国は、基本となるこども政策の理念、方向性を明確に打ち出すとともに、こうした地方自治体の先進的な取組を横展開し、必要に応じて制度化していくことが求められる。また、こども政策の推進に当たっては、国と地方自治体が車の両輪となり、現状及び課題を共有し、それぞれの役割を十全に果たしていく必要がある。そのためには、地方自治体からの視点で制度や政策の有効性や使い勝手を検証できるよう、国と地方自治体の間で人事交流を推進する、国と地方自治体の定期的な協議の場を設けるなどによりPDCAサイクルを回し、こども・子育て当事者のニーズに即した仕組みやサービスの改善や拡充につなげていくなど、国と地方自治体が、それぞ

れの視点を共有しながら政策を推進していくことが求められる。政策実現の現場においては、地方自治体自らが、地域の実情に応じて、主体的に政策を企画立案し、実施することが重要であると同時に、誰もが等しく受益すべき支援施策については、どの地域でも格差なく、公正・公平に標準となる施策を実現できるよう、国から地方自治体への適切な支援を行うことが求められる。

(NPOをはじめとする民間団体等との積極的な対話・連携・協働)

- 全てのこどもや若者の健やかな成長を社会全体で後押しするため、こどもや若者、子育て家庭に対する様々な支援活動を行っているNPOをはじめとする民間団体や、地域で活動する民生・児童委員、青少年相談員、保護司等とのネットワークを強化し、積極的な対話・連携・協働を図っていくことが求められる。また、民間団体等の活動実践を通じて把握されたニーズやノウハウを踏まえ、政策立案につなげていくことが重要であり、こども政策を担う国の組織への民間人の登用や出向を積極的に行うとともに、民間団体等からの政策提案も積極的に受けていくなど国における必要な体制を確保することが必要である。

(データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価)

- こどもや若者の置かれている状況は多様であり、抱える課題が複雑かつ重層的であることを踏まえ、多種多様な指標を活用して、政策を多面的に評価し、改善につなげることが重要である。

このため、行政のデジタル化を進め、各種統計におけるこどもに関するデータや、こどもに関する意識調査、こどもの健康や学力等に関する情報のデータベースの構築・活用などを更に充実させることが求められる。これらを通じて、個人情報保護との関係に留意しつつ、こどもや若者の置かれている状況や課題を的確に分析し、現状把握にとどまらず、政策効果を明らかにした上で、エビデンスに基づく政策立案・実践を行う必要がある。また、政府が令和3年に作成した「子供・若者インデックスボード」を更に充実させるなど、多様なデータを参照して、施策を検証・評価し、改善につなげていくことが求められる。重要な政策を導入するときには、その効果測定を行うことをあらかじめ計画等に組み込むことも重要である。

データ収集・分析能力を向上させ、エビデンスに基づく政策立案を行っていくための国における必要な体制を確保することが必要である。

(別紙) こどもと家庭を取り巻く現状

- 少子化の進行は、人口の減少と高齢化を通じて社会経済に多大な影響を及ぼす、国民共通の困難である。我が国の総人口は 2008 年をピークに減少局面に入った後、出生数の減少は予想を上回るペースで進んでおり、2020 年の出生数は 84 万 835 人と過去最少を記録¹²した。

コロナ禍がこれに追い打ちをかけている可能性があり、例えば、2020 年の婚姻件数は約 53 万組と前年から 7 万組以上減少¹³し、妊娠届出件数は約 87 万件で前年比 5%減少¹⁴した。

- 若い世代が結婚や子育てに希望を見出しづらい状況になっている。

男性の従業上の地位・雇用形態別有配偶率をみると、正規の職員・従業員では、25～29 歳で 30.5%、30～34 歳で 59.0%となっているのに対し、非正規の職員・従業員では 25～29 歳で 12.5%、30～34 歳で 22.3%となっており、非正規雇用の方が正規雇用の方に比べて未婚率が顕著に高い¹⁵。また、子育て世代の 30 歳代、40 歳代の男性のうち、2020 年でそれぞれ 10.2%、10.4%が週 60 時間以上就業しており、他の年齢層に比べて高い水準となっている¹⁶。「男は稼ぎがないと結婚できない」という考えから不安を感じている男性がいるとの指摘もある。

結婚や出産を当然と考えている社会の価値観や他者からの意見などにより自分の望む選択ができないと思っている女性、結婚やこどもを望んでいても出産によるキャリアの分断への不安から「こども＝コスト」と考える女性がいるとの指摘がある。

今や約 8 割の世帯が共働きとなっている中で、核家族化の進行、地域のつながりの希薄化などがあいまって、家事・育児の負担が就業の有無や形態にかかわらず女性に偏る「ワンオペ育児」の状況が依然として続いている。コロナ禍により、昨年には一斉休校が行われ、地域の子育て広場や相談機関が機能しなくなったことにより、子育ての孤立・不安、いわゆる「孤育て」が深刻化している。

- 生まれ育った環境によって、こどもの将来が閉ざされている社会となっている。こどもの相対的貧困率は 2018 年に 13.5%と 7 人に 1 人が貧困の状態にある¹⁷。とりわけ、

¹² 厚生労働省「人口動態調査」。

¹³ 厚生労働省「人口動態調査」。

¹⁴ 厚生労働省子ども家庭局母子保健課調べ。

¹⁵ 総務省「平成 29 年就業構造基本調査」。

¹⁶ 総務省「労働力調査」。

¹⁷ 厚生労働省「国民生活基礎調査」。なお、総務省「全国消費実態調査」では 2014 年で 7.9%。

ひとり親家庭は厳しく、相対的貧困率はOECD加盟34か国のうち最も高い48.1%¹⁸、ひとり親家庭のこどもの大学等進学率は58.5%と全世帯の73%を大きく下回っている¹⁹状況にある。

- 家庭、学校、地域などの場所を問わず、子どもや若者の生命や安全が危機にさらされている。コロナ禍が拍車をかけており、深刻な影響が残ることが懸念される。

2020年におけるこどもの自殺は約800人であり、10代のこどもの死因の最多は自殺となっている。

2020年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数は約20万件と過去最多²⁰。児童虐待防止法制定直前の約18倍まで増加している。また、警察が検挙した児童虐待事件における被害児童は2019年で1,991人であり、増加が続いている²¹。

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターに2019年6～8月に寄せられた面談による相談719件のうち4割以上を19歳以下のこどもが占めており、中学生に限っても約2割となっている²²。

小4から中3の6年間で「仲間はずれ・無視・陰口」を経験しなかったこどもは被害も加害も1割のみであり²³、2020年度は、学校におけるいじめの認知件数は特に小学校で増加傾向が続き全体で約51万7,163件、いじめの重大事態の発生件数は514件となっている。2020年度こそ認知件数・重大事態の発生件数は減少したものの、2019年度まで増加が続いてきている。暴力行為についても小学校で増加傾向にあり2020年度は小学校で41,056件となっている。小中学生の不登校は8年連続で増加し、2020年度は過去最多の19万6,127人となっている²⁴。

小学生の約5割、中学生の約8割、ほぼ全ての高校生がスマホでインターネットを利用する中、インターネットを1日あたり利用時間が3時間以上のこどもは、小学生で3割以上、中学生で約半数、高校生で約7割となっている²⁵。SNSに起因する犯罪被害に遭ったこどもは増加傾向にあり2020年に1,819人²⁶となっており、また、いわゆるネットいじめの件数は増加が続き2020年度は1万8,870件で過去最多²⁷となっている。

¹⁸ 同上。なお、「全国消費実態調査」では2014年で47.7%。

¹⁹ 厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」及び文部科学省「学校基本調査」。

²⁰ 厚生労働省「福祉行政報告例」。

²¹ 警察庁「少年の補導及び保護の概況」。

²² 内閣府「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを対象とした支援状況等調査報告書」

²³ 文部科学省国立教育政策研究所「いじめ追跡調査2016-2018」。

²⁴ 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」。

²⁵ 内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」。

²⁶ 警察庁「令和2年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」。

²⁷ 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」。

- 我が国のこどもの Well-being は低く、かけがえのないこどもの時代を健やかに過ごすことができていない。

内閣府の調査²⁸では、「自分自身に満足している」こども・若者の割合は 45.1%と諸外国と比べて低い。ユニセフの調査²⁹によれば、38 か国中、身体的健康は 1 位だが、精神的幸福度は 37 位となっている。

- コロナ禍は、こどもや子育て家庭に深刻な影響を与えており、こどもの将来への影響も懸念される。

例えば、内閣府で 2020 年 11 月に行った青少年意見募集事業において、「あなた自身も含め、子供・若者は、今どんなことで悩んだり困ったりしていると思いますか。詳しく教えてください」という質問に対し、13-29 歳のユース特命報告員 170 名（男性 54 名、女性 116 名）から以下の意見が寄せられた³⁰。

- ・社会進出の機会が少なくなったこと、人との交流が少なくなることにより、集団活動への不安があると考える。（女性/20 歳/大学生・大学院生）
- ・学校生活への影響（休校措置への不安、オンライン授業への不安、受験への不安など）、家族との距離感（在宅勤務導入による家族間トラブルなど）。（女性/18 歳/高校生）
- ・コロナで親の収入が減ったため、進学先を変えざるを得なくなってしまった。（女性/18 歳/高校生）
- ・楽しみにしていた行事が奪われたり、友達と会うことができず、親と接する時間が増え、長い時間親といることからストレスが生まれ、親に対して不満を持ちやすい状況であると考える。また、親にとってもリモートワークなどにより、子供を見ながら仕事をしなくてはならない環境になり、子供に対してストレスをぶつけてしまうケースが多くなっていると考える。このことから子供達はより家庭に居づらいつ感じ、家出や、ネットトラブルに巻き込まれてしまっているのではないかと考える。（女性/20 歳/大学生・大学院生）
- ・コロナのせいで毎日マスクをつけて学校に行かなきゃいけないのが苦痛。グループ討議もあまりないのでつまらない。学校自体が苦痛。行けない。（男性/13 歳/中学生）
- ・3 か月の自粛期間での勉強に対する不安、コロナウイルスでの入試の動向などの不安でストレスが溜まっています。しかし、学校に来るカウンセラーさんは週に一回のみで、常に予約が満杯で予約するのが困難な状況です。今の若者には話を聞いてくれる

²⁸ 内閣府「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査（平成 30 年度）」。

²⁹ ユニセフ・イノチェンティ研究所「レポートカード 16-子どもたちに影響する世界：先進国の子どもの幸福度を形作るものは何か（英語版：2020 年 9 月、日本語版：2021 年 2 月）。

³⁰ 詳細は、内閣府「令和 2 年度第 3 回青少年意見募集事業結果」を参照。
<https://www8.cao.go.jp/youth/youth-opinion/report/pdf/r02/3rd.pdf>

人、相談に乗ってくれる人が必要です。(女性/18歳/高校生)

- ・コロナで家計が急変したり、バイトがなかなかできなったりして学費等の支払いや生活費がギリギリな状態なこと。(女性/19歳/専門学校・短大などの学生)
- ・コロナによって色々な行事の時期がずれて例年と違うため受験や卒業式についての情報がわかりにくくなっていると思います。(男性/17歳/高校生)
- ・新型コロナウイルスに感染してしまった後、以前と同様な生活(友達からどのような対応をされるかなど)を送れるかが心配。(男性/15歳/中学生)

また、内閣府が、2021年2月から3月にかけてインタビューを行った全国18のこどもや若者の育成支援団体からは、こども・若者の変化として、ストレスや不安の高まり、生活リズムの乱れ、学習の遅れ、問題行動の発生などが、また、保護者の変化として、孤独や悩みを募らせたり、生活が不安定になったりしている様子が指摘されている³¹。

³¹ 詳細は、令和3年度版子供・若者白書コラム1を参照。https://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/r03honpen/s1_3.html#column_01